

会社法第 811 条第 1 項及び会社法施行規則第 209 条に規定する書類
(新設分割株式会社の事後開示事項)

東京都港区虎ノ門四丁目 1-28
株式会社オウケイウェイヴ

令和3年6月29日
新設分割株式会社の事後開示事項

東京都港区虎ノ門四丁目1-28
株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 福田 道夫

東京都港区虎ノ門四丁目1-28
株式会社PRAZNA
代表取締役 佐藤 哲也

株式会社オウケイウェイヴ（以下「分割会社」といいます。）は、令和3年5月13日付新設分割計画書（以下「本件新設分割計画書」といいます。）に基づき、令和3年6月29日を効力発生日として、新設分割により、分割会社が営むOKBIZ. for Community Support 及びOKWAVE GRATICA を除くソリューション事業（以下「本件新設分割事業」といいます。）に関して有する資産、負債及び契約その他の権利義務を、新たに設立する株式会社PRAZNA（以下「新設会社」といいます。）に承継させました（以下「本件分割」といいます。）。

本件分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、次のとおりであります。

事後開示事項一覧

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第1号）

令和3年6月29日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の2に基づき本件分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

分割会社は、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、令和3年6月8日付で公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項に基づく株式の買取請求をした反対株主はおりませんでした。

4. 会社法第808条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施しておりません。

5. 会社法第810条の規定による手続の経過（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第3号）

分割会社は、会社法第810条第2項及び第3項に基づき、令和3年5月20日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

6. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、本件新設分割計画書の記載に従い、令和3年6月29日をもって、分割会社から、本件新設分割事業に関する権利義務を承継いたしました。新設会社が分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ622,466千円（概算値）及び0円です。

7. その他、新設分割に関する重要な事項（会社法第811条第1項第1号、会社法施行規則第209条第5号）

該当する事項はありません。

以上